57—05　ＰＵＤＴ

参加の効力

１．　審判手続

参加人は審判において攻撃防御の方法の提出、その他一切の審判手続をすることができる（特§148④、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

２．　参加申請人の審判手続の援用

参加人の審判手続は参加申請と併行してすることもできる（民訴§43②の類推）。

参加申請人の審判手続は、当事者がそれを援用したときは、参加を許さないとする参加許否の決定が確定したときにおいても、その援用した時期にかかわらず、その効力を有するものと解される（民訴§45④の類推）。

３．　参加人についての中断、中止

参加人について中断又は中止の事由（特§22～§24、実§2の5②、意§68②、商§77②）が発生したときは、審判手続自体が停止される（特§148⑤）。

４．　参加の取下げ

(1) 取下げの時期

参加の取下げは、審判請求の取下げ（特§155①、実§41、意§52、商§56①、§68④）に準じて、審決が確定するまでは審判請求のどの段階でも認めてもよい。

(2) 取下げの条件

参加の取下げは、それによって被参加人及びその相手方の利益を害することはなく、また審決の効力は参加人に及ぶことから、いずれの当事者の同意も要しないと解される。

ただし、特§148①の参加（当事者参加）であって、審判請求人が審判の請求を取り下げたため、参加人のみが審判手続を進めているときは、参加人の主張に対して被請求人が答弁書を提出した後は、参加の取下げには特§155②（実§41、意§52、商§56①、§68④）の規定の類推により被請求人の同意を必要とすると解される。

(3) 取下げの手続

取下げは、口頭審理の際は口頭で、またそれ以外の場合は書面により行う。書面による取下げの場合は、その旨を当事者双方に通知する。

(4) 取下げ後の手続

共同訴訟的当事者参加に類似する参加（→57―01の１．(1)）をした参加人により提出された証拠は、その参加人が参加を取下げた後も、証拠として効力を有すると解される。

（参考１）最二小判昭45.1.23（昭43（オ）282号）：共同訴訟人の一人が提出した証拠は、他の共同訴訟人とその相手方に対する関係においても証拠として認定資料に供することができる（共同訴訟人間の証拠共通の原則）。

（参考２）最一小判昭58.5.26（昭56（オ）466号）：一旦合議体の心証形成の資料に供された証拠は、撤回できないと解される。

５．参加の消滅

参加不許可の決定があったとき、審決が確定したとき、参加申請の取下げがあったとき、参加は消滅する。

６．審判請求の取下げとの関係

請求人が審判請求を取り下げる場合、参加人の同意を要しない。

審判請求が取り下げられた場合、特§148①（当事者参加）の参加人は、そのまま審判手続を続行することができる（特§148②）が、特§148③（補助参加）の参加人は参加人の地位を失う。

７．審決の効力

審決があったとき、審決の効力は参加人に及ぶ。また、審決に対する訴えは審

判に参加を申請してその申請を拒否された者も提起することができる（特§178②、実§47②、意§59②、商§63②）ことからみて、審決の効力は参加を申請して参加を拒否された者にも及ぶものと解される。

（改訂 R5.12）